

国際法をあざけるアメリカ

K.J.ノー

(Globetrotter 1月8日付から)

**アメリカがいう「ルールに基づく秩序」は、国際法の順守ではなく、アメリカー
国主義を覆い隠す偽装にすぎない。**

ブリンケン米国務長官らバイデン政権の高官は、「人権」や「民主主義」とともに「ルールに基づく国際秩序」という言い方を繰り返している。他国を批判し非難する際に、自国の道徳的な優位を示し、他国を叩くこん棒としてこの言葉を使っている。とくに中国とロシアを非難するときだが、これらの国がいったいどの法律を冒しているのかは明らかにしない。

この告発に人種差別的で排外主義的な匂いがするのは、根底に帝国の権力と覇権の剥き出しの行使があるからだ。

まず、米国のいう「ルールに基づく国際秩序 (RBIO)」はいかなる意味でも「国際的」ではないことをはっきりさせよう。

世界にはルールに基づく国際秩序がある。各国が交渉し、合意し、署名した規則と諸条約だ。これは完成されたものではなく、常に進化しているが、全体は「国際法」と呼ばれ、国連憲章とそれに付随する複数の制度、政策、議定書の下でまとめられた一連の決定、判例、合意、および多国間条約のことをさす。その国連憲章の基礎は国家主権であり、国家は存在する権利を持ち、関係において平等ということだが、アメリカは「法の支配」をいうとき、このことに言及しない。

米国が既存の「国際法」ではなく「ルールに基づく秩序」という言い方をするのは、国際法になりすましながら、実は単独あるいは西側帝国主義諸国と一体で、一方的な秩序を作りたいためである。また米国が国際法に拘束されることを嫌い、実際には多くの場合、国際的な違反をおこなっているからなのだ。

国際的な無法者

たとえば米国は、世界の大多数の国が署名した基本的な国際法や条約への署名や批准を拒否している。そのなかには国際刑事裁判所（ICC）ローマ規定、女性差別撤廃条約（CEDAW）経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約（ICESCR）、子どもの権利条約（CRC）、移民労働者とその家族の権利保護に関する国際条約（ICRMW）、国連海洋法条約（UNCLOS）、宇宙軍備競争防止条約（PAROS）、対人地雷禁止条約、国際労働機構（ILO）条約などである。

実際、米国には搾取工場があり、移民が働く農場では児童労働が合法化され、刑務所や移民収容所では奴隷労働がおこなわれている。米務省も 2021 年の人身売買報告書で、米国における人身売買と、農業、食品サービス、製造、国内サービス、セックスワーク、接客業における強制労働の深刻な問題があると指摘している。また米国政府当局者と軍隊が国内外で人身売買に関与していることを認めている。

皮肉なことに、米国は自分が批准していない法律について外国が違反していると批判している。たとえば南シナ海での海洋法条約（UNCLOS）の順守を強調しているが、自身は何十年にもわたってその批准を拒否し続け、自国の領海内でもその規則、判例、結論などを無視している。

調印していてもそれに違反している国際条約が多々ある。たとえば、化学兵器禁止条約、生物兵器禁止条約、拷問誘拐禁止条約などだ。そしてもちろん侵略戦争は「最高の国際犯罪」とされているが、米国は少なくとも 10 年に 1 回は国際法に違反するこの犯罪を行っている、国際法に違反した外国でのドローン攻撃は日常におこなわれている。ごく最近、米国と英国、オーストラリアの間で署名された AUKUS 協定は、国際原子力機関（IAEA）の盲点を利用したもので、核不拡散条約（NPT）違反だ。

米国がいったんは署名しながら、都合が悪くなって撤回した条約もいくつかある。イランとの核合意（JCPOA）、北朝鮮との六者会合合意、ジュネーブ条約、中距離核戦力（INF）禁止条約などだ。

さらに先住民族と米国政府の間では約 368 の条約が締結されているが、それらのすべてが違反または無視されている。

このほかに米国が一方的に作成した虚構がある。(米軍が南シナ海でおこなっている)「航行の自由作戦」(FONOP)は、地役権(他人の土地を自己の土地の便益に供しうる用益物権)の主張を装った砲艦外交そのものであり、軍事的示威活動である。FONOPは国際法に根拠のない概念であり、「無害通航」はUNCLOSで認められている。FONOPを行使する際に国際法に違反しているのは米国とその同盟国である。

防空識別圏(ADIZ)も同様に、国際法で認められていない概念である。認められているのは「主権空域」だ。米国は、中国が台湾のADIZまたは空域を侵犯していると常に主張しているが、その空域は中国本土の3つの州にかぶさっている。これらは、中国のような敵国が「ルールに基づく秩序」に違反していると主張するために米国が発明した不条理な虚構であり、いわば武力攻撃の道具にされたフィクションである。

米国はまた、国際的な多国間機構や制度を弱体化させようと多大な労力を費やしている。たとえば、世界貿易機関(WTO)の決定が気に入らなかったため、WTOの投資家対国家紛争解決(ISDS)メカニズムを無効にした。米国軍人保護法(ASPA)=ハーグ侵略法として知られる=を採択して、国際刑事裁判所(ICC)を弱体化させた。

最近ではICCの検察官とその家族に制裁を課した。それは国際司法裁判所(ICJ)とその決定の権威に挑戦するもので、このことは米国が、無制限の一方的な権力行使を制限するいかなる国際機関にも反対することを示している。元国連大使のジョン・ボルトンはかつて、「国連のようなものはない」とあからさまに主張したが、(国際規範を無視した)この揺るぎないイデオロギーは、歴代の米政権を通じて日々の行動に現れている。

誰のルール？ 米国は自国の法律を国際的に適用する

合意に基づく国際法と制度を軽蔑するこの姿勢の背後には、自国の法律は普遍的管轄権を持つべきであるという信念がある。

米国の議会は金まみれで腐敗しており、どう想像力をめぐらしても国際的にも民主的とはいえないが、米国はその議会が採択した法律は、世界の他の地域に適用すると考えている。これらの法律のなかには多くの国に対する一方的な制裁措置がある。米国は、財務省外国資産管理局 (OFAC) や米国議会および裁判所、通貨為替システムといった手段を使って制裁を実行している。これによって世界人口の約 3 分の 1 が影響を受けている。

これらの一方的な制裁は、国際法と人道法に照らして違法であり、常識と品位からの逸脱である。これらの違法な制裁の下で何百万人もの人が亡くなった。しかも米国は第三国にもこれらの措置をとるよう圧力をかけ、従わない国や企業に二次的な制裁をかけると脅かしている。管轄権を拡大して行使するこのやり方は枚挙にいとまがない。

オーストラリア国籍のジャーナリスト、ジュリアン・アサンジ氏が米国のスパイ法に違反したとして、逮捕、投獄、拷問を受けた。イランに対する米国の違法な制裁措置に違反したとして、ファーウェイの幹部である孟晩舟 (中国国民) がカナダで不条理に逮捕されたのもその例である。

外国にまで伸びたこの制裁は、米国内のカンガルー裁判 (いかさま裁判) 所のネットワークを通じて行われることが多い。彼らは自分たちを唯一万能の権力者にみ立てて他国の市民に警察権を行使している。当然のことながら、米国は、独自の法を独自の国境内で、同様に腐敗した方法で適用している。

これらの裁判の腐敗ぶりを示す劇的な例は、警察による民間人の殺人が日常的に免罪されていることにみられる。シェブロン関連の法律事務所によるスティーブン・ドンジガーの起訴やカイル・リッテンハウスの免罪などだ。

システム自体は（犯罪者に）有罪判決をするよう設定され、実際に連邦裁判所の訴訟の99%は有罪判決になる。だがほとんどの事件は裁判にかけられない。連邦裁判所にだされた起訴状の90%は、被告が告発を受け入れて「有罪」になるか、または「争わない」ことを受け入れて解決されている。

（米国で）公正な裁判がおこなわれているという考えは事実によって裏切られている。実際は、公正で適切な弁護士はほとんどの被告にとって手が届かない存在だ。任命された国選弁護人は、それぞれの事件に文字通り数分しか費やさないことが多く、ほとんどの場合、有罪を認めるように被告に助言するだけなのだ。まれに勝った場合でも、とんでもない額の資金が必要とされ、個人はしばしば破産し、精神的に破壊されてしまう。

この腐敗した抑圧システムは明らかに不法で不公正だが、司法制度の外での灰色領域ではさらにひどい。そこでは弁護はおろか上訴や審理、または監視さえも行われなかったり、たった一人が裁判官と陪審員、判決執行官である場合さえある。例えば、仮釈放や保護観察制度、刑務所内の審査委員会、債権回収制度、移民手続、資産没収制度、そのほか多くの準司法制度などだ。

このような状況は、内外のメディアによって見逃され、消し去られてしまう。彼らは、米国には公平で高水準の裁判があるという幻想をつくりあげている。つまり共犯者なのだ。米国の司法制度は、医療や教育と同様に、本質的に、裕福で力をもった人々のためだけに機能するように設計されている。それは不幸を抱えている大多数の人々に、標準以下のいわゆるケアしか提供しない。

日常的な免除、致命的な無秩序

時折、米国が誇る「ルールに基づく秩序 = 国際法」の劇的な事件が話題になることがある

。

繰り返し発生する違反の1つは、外交特権の乱用だ。米国や西側諸国の政府職員が先住民を殺害したり、危害を加えると、すぐに外交特権を持ち出す。加害者

は酔っ払いで自制を失って被害妄想になっている事件があるが、多くの場合、彼らはスパイや軍事請負業者だ。たとえば、最近の報告によると、アン・サクーラスは米国のスパイだったようで、2019年に酔っ払って英国のティーンエイジャーを殺害したが、彼女は外交官としてすぐに連れ出された。

レイモンド・アレン・デイビスは米国の請負業者で、おそらく CIA 局長代理を務めていたが、パキスタンの路上で 2 人を射殺した。また現場から立ち去る際に拾った車で別の人をひき殺した。それなのに彼は何の説明もないまま国外に連れ出され、事件はメディアの意識から消された。

この例外主義と免責の考え方はたんなる逸話ではなく、米軍が駐留している国々で取り決められている一方的な米軍地位協定 (SOFA) の下で、ひろく構造的な規模で現れている。SOFA では、米軍人に外交特権と同様の包括的な免責が与えられる。米国側が放棄を選択しない限り、違反した米軍兵士や請負業者を逮捕して国内で裁判にかけることはできない。米国の治外法権的な免責は、殺人、騒乱、暴力、拷問、レイプ、盗難、性的人身売買その他、多くの犯罪に適用される。

この種の例外主義は、国内の保健政策や国際的な健康規制にも当てはまる。たとえば、複数の COVID-19 の発生は、米国が軍事基地を置いている多くの国や地域 (特に島嶼地域) で、米国の国内公衆衛生対策 (検査、追跡、隔離) が守られていないことから起きていることが分かっている。たとえば、沖縄での主要な COVID の発生は、地域の健康規定に従わずに島に入った米軍によるものだった。

米国の偽善はこの上ないものだ。いくつかの COVID 訴訟で、米国は中国が COVID-19 の発生についてタイムリーに通知しなかったのは国連/世界保健機関 (WHO) の国際保健規則違反だと非難した。これは事実によって完全に反駁されている。

最初の発生を調査、確認、通知し、情報共有することにこれほど熱心かつ迅速に取り組んだ国は他にない。しかし米国は、国家安全保障のために必要と判断した場合には、感染症を WHO に報告しなくてよいとする免責措置を自ら作った。

皮肉なことに、この免責は、それを広める可能性が最も高い米軍のためにつくられている。

米国が使う「ルールに基づく国際秩序」という用語は、単に国際法をもてあそんでいるだけではない。実際にどう適用されているかをみれば、米国の敵や競争相手を攻撃のための武器としてのフィクションであることが明らかになる。

「偽善とは悪が善に捧げる敬意」との格言のとおり、「ルールにもとづく国際秩序」は、国際秩序を弱体化させるために米国が反対者に送る悪質な賛辞であり、きわめて危険な虚構であることは間違いない。

(了)

K・J・ノー＝ジャーナリスト、東南アジアの地政学を研究

【翻訳 田中 靖宏】